

南海地震条例づくり 項目別検討表

NO. 8

場所	命を助ける / 応急・復旧段階 / E-3-1 「緊急輸送活動、交通確保対策」
日時	

		主体					
		自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)	
		誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか
時間軸	備えの段階					県 道路管理者 (国・県・市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ○通行確保のための資材・廃棄物の一時保管場所として使用できる民有空き地の協力依頼 ○緊急輸送路の路線及び区間の県民への周知 ○海上の緊急輸送の確保のための港湾及び漁港の耐震岸壁の整備(セミ耐震岸壁の整備) ○臨時ヘリポートの整備等、ヘリコプターを積極的に活用する輸送体制の確立 ○協力事業者名、事業名を登録する ○復旧マニュアルの作成 ●落橋検討(A-2-1) ●緊急通路・道路の整備(C-2-1,C-2-2) ○緊急輸送道路の整備。緊急輸送を確保するために必要があると認めるときは、他の道路管理者に対し、その管理する緊急輸送道路の整備を行うよう求める ●へりによる輸送(E-3-3)
	地震発生時					県	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村・国その他防災関係機関等と連携した応急対策を実施するために必要な緊急輸送・交通の確保 ●緊急通路の交通規制(C-2-1,C-2-2)
	応急・復旧段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ○車はできるだけ使用しない ○放置している車の移動又は撤去を行う ○通路の障害物を撤去する 	地域、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ○近隣住民が手伝う(近隣住民の場合は、予め輸送についての最低限の知識・技術を習得する必要性) ○緊急輸送などの交通整理などの通行確保に協力する ○通行禁止・制限について住民に周知する 	県	<ul style="list-style-type: none"> ○通行禁止・制限に関する広報の実施 ○白ナンバーなどを緊急輸送に指定利用できるようにする ○建築関係の企業の大型土木機器を借り上げて、道路、河川、橋などを修復する ●緊急道路の通行規制を行う(A-2-1) ●緊急輸送ルートの確保(E-2-1)
	復興段階						